

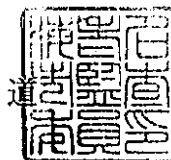


海老名市監査委員告示第3号

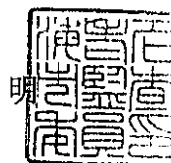
地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成29年1月4日に提出された海老名市職員措置請求については、別紙のとおり不適法なものと判断されることから、これを受理せず、却下したので公表する。

平成29年1月30日

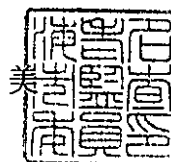
海老名市監査委員 三 田 弘



海老名市監査委員 雨 宮 徳



海老名市監査委員 倉 橋 正



1 請求人 省略

2 請求の要旨

請求書に記載されている事項から、請求の要旨を次のように解した。

- (1) 請求人が所有する土地については、昭和41年5月30日付けで農地法第5条の規定による許可を受け住宅地となったものであり、隣接地等と併せて宅地造成されたものである。
- (2) しかしながら、当該土地は昭和45年6月から現在に至るまで市街化調整区域とされている。
- (3) 本件土地付近の市街化区域における土地取引は、1坪当たり18万円から19万円程度で売買されているが、本件土地については市街化調整区域であるため、1坪当たり3万円から4万円程度にしかない。
- (4) 本件土地付近は住宅地として造成されたものであり、本来は市街化区域とすべきところ、市街化調整区域とされたため正しい税の賦課がなされていない。
- (5) したがって、海老名市長に本件土地を市街化区域に改め、税の公平な賦課を行うことを求める。

3 監査委員の判断

本件措置請求は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）を改め、税の公平な賦課を求めるものである。

ところで、法第242条に規定するところの住民監査請求制度は、地方公共団体の住民が、当該地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、これを予防し又は是正することで、住民全体の利益を守ることを目的とする制度である。

したがって、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするもの

ではなく、その対象となるのは、法第242条第1項に規定する「①違法、不当な公金の支出、②違法、不当な財産の取得、管理、処分、③違法、不当な契約の締結、履行、④違法、不当な債務その他の義務の負担、⑤違法、不当に公金の賦課徴収又は財産の管理を怠る事実」の財務会計上の行為そのものに限られるのであって、これらのいずれにも該当しない非財務的な一般行政上の事務処理を対象とする請求については、不適法な請求となる。

これを本件についてみると、請求人が求めているのはつまるところ区域区分の変更であるが、都市計画法上の区域区分の決定については、「都市計画は、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、土地の合理的な利用を図るという理念のもとに（都市計画法第2条参照）、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関し都道府県知事又は市町村が定める計画であって（同法第4条第1項、第15条第1項参照）、かかる都市計画を決定する行為は、当該地方公共団体の財産の財産的価値の維持、保全又は実現を目的とする財務的処理とは全く関係のない都市計画法により委ねられた行政上の権限の行使にほかならない。（昭和53年10月26日東京地裁判決）」ものであり、請求人が求める区域区分の変更は、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為とはならないものである。

また、請求人は海老名市長に区域区分の変更を求めているが、そもそも、区域区分を定める権限を有するのは都市計画法第15条第1項第2号の規定により都道府県知事とされており、同法第15条の2第1項の規定により市町村が都道府県に対し、都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができるとしても、本市監査委員の権限が及ぶところではない。

以上のことから、本件請求を不適法なものと判断し、これを受理せず却下することが相当である。